

《入院時食事療養(I)について》

当院では入院時食事療養(I)の届出を行っております。
食事は医療の一環として提供されるべきものです。

当院では、管理栄養士の管理により患者様の年齢、病状
によって適切な栄養量及び内容の食事を
適時(朝食:7:30、昼食12:00、夕食18:00以降)、適温で
提供しています。

入院時食事療養費の患者様のご負担金額

一般 (70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	510円	
●低所得者 (低所得者：住民税非課税)	●低所得者 II	90日目まで	240円
		91日目以降	190円
該当なし	●低所得者 I	110円	

